

新型コロナウイルス感染症について（お願い）

平素は学校園の運営にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

現在、国内において新型コロナウイルス感染者が増加している状況が続いています。

各ご家庭におかれましては、手洗いやうがいの徹底、咳エチケット、マスクの着用など、より一層の感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

なお、大阪府教育庁からの「発熱・風邪症状がみられる場合の対応」を参考にし、本市における対応については次のとおりといたします。

記

1. 発熱・風邪症状がみられる場合について

『帰国者・接触者相談センター』への相談対象者

【帰国者・接触者相談センター電話番号】 072-422-5681（土日祝を含めた終日対応）

A 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方（解熱剤を飲み続けている期間を含む）

B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

※糖尿病・心不全・呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方は、上の状態が2日程度続く場合

①【A、Bいずれかに該当する場合】

- ・学校を休み、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、感染の可能性やその後の対応について相談及び確認を行ってください。
- ・新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されます。その際は、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避け、マスクを着用して受診してください。
- ※A、Bに該当する場合は、必ず学校園に連絡し、相談結果についても報告していただきますようお願いいたします。

②【A、Bいずれにも該当しない場合】

- ・学校を休み、外出を控え、毎日体温を測定して記録してください。
- ・症状が改善しない場合は、かかりつけ医を受診し、登校については医師の判断に従ってください。
- ・医師の指示のもと症状が改善せず、A、Bいずれかの症状がある場合は、上記①の対応を行ってください。

※一般的なお問い合わせ（上記以外で、健康相談に応えるための電話相談窓口）

【府民向け相談窓口専用電話】06-6944-8197（9:00～18:00 土曜・日曜・祝日対応）

2. 学校園の臨時休業について

学校園で感染者が出た場合は、その学校園の臨時休業を行います。臨時休業の期間または感染者がいない学校園も含む臨時休業については、大阪府、保健所と相談のうえ判断します。